

調べ方ガイド6 官報を使って調べる

1. 官報とは

官報は「国の機関紙」です。明治16年(1883年)7月2日に創刊されました。法令の公布から、報告や資料など、国に関係することをお知らせする公的伝達手段として、重要な役割をもっています。国の決めごとである法律や政令、外国との決めごとである条約は、官報に掲載することで、初めて「公布」されたこととなります。行政機関の休日を除き、毎日国立印刷局から発行されています。



平成28年12月28日発行 第6928号

中央図書館での官報の閲覧方法 ...詳しくは裏面へ

官報本紙...書庫に入っています。カウンターで請求してください。(昭和22年~3か月前まで)
データベース...1階データベース席にて全文を無料で閲覧できます。(昭和22年~当日まで)
インターネット...専用サイトにアクセスすることで、一定情報を無料で閲覧できます。

2. 官報でわかること

法令の公布	広報的事項
憲法改正 詔書(国会召集、衆議院解散など) 法律(国会で制定または改正された法) 政令(内閣の命令) 条約(外国との間で成立したもの、外国文も) 最高裁規則(最高裁判所が制定する規則) 府令(内閣府の命令)・省令(各省大臣の命令) 規則(会計検査院、人事院、各委員会等が制定した規則) 庁令(海上保安庁の命令) 訓令(行政諸機関が管轄の下位機関に対して発する命令) 告示(国のさまざまな機関による決定事項)	・国会に関すること ・大臣や各省庁などの人事異動、叙位・叙勲、褒章、皇室に関すること ・官庁の報告、閣議決定事項、国際収支状況
	公告的事項
	・政府関係機関の入札公告 ・特殊法人の公告 (高速道路の工事完了・工事開始地など) ・地方公共団体の公告 (公債抽選、墓地の改葬、行旅死亡人の告知など) ・裁判所の公告 (破産関係、失踪宣告、禁治産宣告など) ・会社の公告(合併公告、決算公告など)

3. 官報でこんなことも分かります

官報には以下のような情報も掲載されています。

- ・国民の休日.....前年2月最初の官報で発表されます。春分・秋分の日は、それまで決定していません。
- ・国宝・天然記念物・重要文化財の指定
- ・皇室情報.....行幸予定や、御祝電、1月には歌会始で選ばれた歌や人も紹介されています。
- ・国家試験の公告.....合格者の名前が発表される試験もあります。
- ・地価公示.....毎年3月下旬から4月上旬に公示、掲載されます。
- ・政治団体の収支報告書
- ・公聴会の予定.....公述、傍聴の申込要綱、参考資料の閲覧場所等。

4 . 官報を見る

官報は、「官報（本紙）」、「号外」、「政府調達公告版」、各月の「目録」からなっています。

原紙で「見る」

直近3か月以内のものは市役所西庁舎1階市政情報コーナーで閲覧できます。

図書館では、昭和22年（1947）8月から3か月前分まで所蔵しています。

（書庫に入っていますので、カウンターで請求してください。）

中央図書館1階データベース席で「見る」

当館では、「官報情報検索サービス」を契約しており、無料でご利用いただけます。

昭和22年5月3日（日本国憲法施行日）から当日発行分までの官報を、日付や

キーワードから検索、閲覧ができます。有料で印刷もできます。

館内の専用予約端末から、座席を予約後、1階レファレンスカウンターにお申込みください。



インターネットで「見る」

○インターネット版官報（国立印刷局） <http://kanpou.npb.go.jp>

直近30日間分の官報を閲覧することができます。

○官報目次検索（全国官報販売協同組合）<http://www.gov-book.or.jp/asp/Kanpo/KanpoList/?op=1>

平成8年（1996）6月3日以降の目次が検索できます。

○国立国会図書館のデジタル化資料 - 官報（国立国会図書館） <http://dl.ndl.go.jp/#kanpo>

明治16年（1883）7月2日の官報創刊日から昭和27年（1952）4月30日までの官報を公開しています。

5 . 官報について知ることができる本

『リーガル・リサーチ』320.7/リ（1階 棚番号12）

法情報へのアプローチを示したハンドブックです。法令を収録する資料、情報源として、「官報」の紹介がされています。

1階レファレンスカウンターでは、資料探しのお手伝いをしています。お困りの際にはご相談ください。